

令和7年鎌ケ谷市農業委員会第12回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第12回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年12月11日（木） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 將 委員 |
| 10. 山田 芳裕委員 | 11. 皆川 利一委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 飯田 展久 委員 | 尾形 真宏 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 市村 昌子 |
| 主 査 | 浅海 一洋 |
| 主任主事 | 鈴木 庸平 |

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | | |
|-------|-----------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について | 5件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 5件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定に基づく農地転用に係る許可処分願の取下願について | 1件 |
| 報告第4号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

10番、山田芳裕委員、

11番、皆川利一委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は1班です。

川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長

時田 議長 川村誠司班長

川村 班長 1班の現地調査の報告をいたします。

12月1日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条に規定による許可申請について2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の合計3件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

時田 議長 会議規則第10条の規定に基づき、鈴木久夫推進委員の退席を求めます。

(鈴木委員退席)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1をご説明いたします。

申請地は、畑2筆、合計面積1,049平方メートルの所有権移転による有料老人ホームの拡張用地です。

申請理由は、譲受人は社会福祉業を営んでおり、申請地の隣地に既存の有料老人ホームを運営しているものの、入居希望者が待機状態となってい

ることから増床を計画するもので、転用計画は妥当なものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策は貯留浸透施設を設置し、U字構に放流します。また、隣接農地との境界にコンクリートブロック3段積み等を設置することにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、既存施設が隣接しており、既存施設と一体となって運営できることから他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、借入金で賄い、金融機関の融資証明書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

石井 委員

議長

時田 議長

7番、石井正美委員

石井 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

12月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、面積1,049平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、建物の工事をする際に隣接の農地を搬入路として一時転用をするのか確認したところ、来月に別途申請予定であるとのことでした。次に、既存施設と今回の申請地の境界にある既設のフェンスについてすべて撤去するのか確認したところ、撤去するとのことでした。また、車両通路の突き当りについて、車止めなどの対策をしないのか確認したところ、そのままにするとのことでした。最後に、工事期間は基より、利用時も車両の通行には十分に注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号1は可決されました。

時田 議長

鈴木久夫推進委員の除斥を解きます。

(鈴木委員着席)

時田 議長

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事

議長

時田 議長

鈴木主任主事

鈴木主任主事

同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積2,587平方メートルの所有権移転による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は、建設業を営んでおり、会社の敷地を資材置場として使用していますが、事業拡大により手狭となったことから新たな資材置場を計画するもので、転用計画は妥当なものと思われる。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内の一部を砂利敷きにすることより自然浸透とし、周囲を防音パネルで囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、会社及び現場への交通の利便性が良いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われる。

資金につきましては、自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等はないことから、問題はないものと思われる。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

時田 議長 鈴木久夫推進委員

鈴木 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

12月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積2,587平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、事業計画書の内容どおり、砂利敷きとアスファルト舗装の部分を土地利用計画図に表記すること、また、入口付近の電柱が車両等の出入りの際に危険ではないか質問したところ、入口をずらすとのことだったので、土地利用計画図を修正することを求め、表記及び修正された土地利用計画図を本日確認しました。次に、工事期間中は基より、施工後においても車両の出入りには十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用6か月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積1,384平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、当該者が居住していた農業委員会が発行した「農業従事日数について」により確認しています。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

時田 議長 4番、石井晃推進委員

石井 委員 議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を報告いたします。

申請地は、畑1筆、面積1,384平方メートルの梨畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われれます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から報告第4号までを事務局から報告願います。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事　それでは、議案書の5ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について5件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について5件の合計10件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号農地法第5条の規定に基づく農地転用に係る許可処分願の取下願について、内容及び書類の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、県へ送付いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田　議長　ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田　議長　以上で、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦勞様でした。

閉会　午後4時15分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 8年 1月19日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 皆川 利一